ビジュアルテキスト環境法

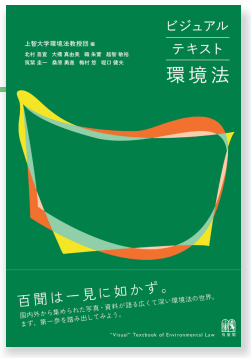

上智大学環境法教授団 編
北村喜宣 = 大橋真由美 = 織　朱實 = 越智敏裕 = 筑紫圭一 =
桑原勇進 = 梅村　悠 = 堀口健夫 著

2020 年 4 月発売／154 頁／本体 2400 円＋税
B5 判／並製

詳細を見る

初級　学習　教養　学部　一般

編集担当者から

地球全体のことから身近な生活場面まで，幅広い領域を取り扱う法分野である「環境法」。この環境法を学ぶ「はじめの一冊」として著されたのが本書『ビジュアルテキスト環境法』です。「ビジュアルテキスト」シリーズのコンセプトをふまえ，写真や新聞記事など豊富なビジュアル資料を掲載したほか，はじめて法律を学ぶ人でも読みやすくなるよう記述内容を工夫しました。

大学の講義を意識した全 15 章構成の中で，環境法の主要テーマをカバーしています。基本書に比べると体系性に欠けるところもありますが，ただ読むだけでなく，さまざまな資料を盛り込んだ「見る」テキストとして飽きのこないつくりになっています。

この本を読むだけで環境法のすべてを理解できるわけではありません。ですが，環境法を学んでいくうえで大切なことはすべてこの本につまっています。環境法学習の第一歩を，この本と一緒に踏み出してみませんか。（T.F.）

Point!

文章だけでは伝わらないことも，写真とセットであればよくわかります。

物については，是正命令権限を行使でき（64条），建築工事計画や施工状況等についての報告徴収や立入検査の権限も与えられている（71条）。また，市町村は，条例で，工作物の形態直匠等や開発行為についての必要な制限を定めうる（72条，73条）。

なお，景観法の施行に伴い，従来，都市計画法の地域地区のひとつであった「美観地区」が廃止されて，「景観地区」に移行した。

景観行政団体の長は，良好な景観の形成のための事業の実施等の業務を適正かつ確実に行えると認められる一般社団法人等を，**景観整備機構**（92条）として指定できる。また，住民・事業者・周辺行政機関等が協力して取り組む場として，**景観協議会**が設けられ，同協議会で決められたことには尊重義務があるとされている（15条）。さらに，土地所有者等の3分の2の同意を得て**景観計画・景観地区**の提案が可能となっている（11条以下）。このように，景観法は，限界はあるものの，景観を巡る合意形成のあり方にも一定の配慮を示した。住民側のイニシアティブによる良好な景観の形成と維持の可能性を開いた。

その一方で，景観法については，制度上の課題がなお残っている。そもそもの問題として「良好な景観」とは具体的には何なのかは常に問題となりうる（⇨*Column*）。

また，市町村長の認定権限について，不認定とされた事例は，声屋市で建設予定であった5階建てマンションにつき，周辺の戸建て住宅地の景観と調和していないとして不認定とした1件のみが知られており，制度の活用状況には疑問も残る。また，（7-2）のとおり，景観行政団体数737に対し，住民の実質的な参加が期待される景観整備機構は全国で120法人，法的規制の強い景観地区はわずかに50地区にとどまっている。

景観法は，良好な景観の形成・維持に意欲のある自治体による積極的な取組みを前提として初めて機能する法律であり，受身の姿勢で良好な景観が保持されるわけではないが，これまで力の弱い**自主条例**しか規制方法がなかった自治体も，やる気になれば個別法令の授権に基づいて，強力な**委任条例**を制定できるようになった。

（7-2）景観法の施行状況（2019年3月31日時点）

景観行政団体数	737 団体 都道府県（45 団体）政令市（20 団体）中核市（54 団体）その他の市町村（618 団体）
景観計画策定団体数	528 団体 都道府県（30 団体）政令市（20 団体）中核市（54 団体）その他の市町村（424 団体）
景観重要建造物	615 件（2 名 87 市区町村）
景観重要樹木	261 件（26 市区町村）
景観協定	138 件（3 都 32 市区町）
景観協議会	のべ 66 組織 （2 都 56 市町村）
景観整備機構	のべ 120 法人 （21 都道府県 49 市区町村）
景観地区	50 地区（29 市区町村）
準景観地区	6 地区（4 市町）
地区計画形態意匠条例	111 地区（36 市区町村）
景観農業振興地域整備計画策定団体	12 団体（11 市町村）
屋外広告物条例を制定した景観行政団体（政令市・中核市以外の市町村）	96 団体

（出典：国土交通省ウェブサイト）

Column
みなとみらい21 地区の良好な景観

20年の歳月は，横浜市のみなとみらい21 地区における結果の現（写真中央の建物）の建設が開始を迎えるなかで問題とされた。同地区は都市計画に基づく景観計画と横浜市施行条例の景観形成に関する条例に基づく都市景観協議地区とされており，建築等の行為を行う場合には，事前に景観配慮による協議と条例による協議申請が必要とされるが，事業者は一貫のデザイン変更に応じたものの，協議は不調で終わった。

みなとみらい21 地区

52

2 他の主な景観保護制度

(1) 風致地区（7-3）

景観法以外にも都市計画法や建築基準法（⇨*Chapter 6*）は，景観保護に活用しうる制度をかねてから設けている。

風致地区制度（都市法8条1項7号，9条21項）は，1919年に成立した旧都市計画法以来続く由緒ある制度である。各自治体は，政令の基準に従い，条例によって「風致地区内における建築物の建築，宅地の造成，木竹の伐採その他の行為」（昭和44年政令317号）につき，風致を維持するために必要な規制を行うことができる。

風致は，主として自然のおもむきを指す言葉であるが，純粋な自然ではなく，多くの場合，生け垣，屋敷林，鎮守の森，水辺，さらには農地など，人工的に管理された都市の自然を指している。

都市における自然との調和を重視する風致地区内では，建築物の建築のみならず，宅地の造成，木竹の伐採等についても，都道府県知事ないし市町村長の許可が必要となる。風致地区都道府県別指定面積は，2017年3月31日現在，765地区で170,105.7 ha が指定されている。風致地区制度は，あくまで都市環境ないし生活環境のなかにある「都市の自然」を保護対象とする点で，純粋な自然保護とは出発点が異なっている。

(2) 景観協定（7-5）

住民合意によるもの組やかな景観に関するルールづくりをめざす**景観協定**は，建築協定（⇨*Chapter 6*）を範とした制度である。土地所有者等の権利者全員の合意により，建築物・緑・工作物・看板・音空駐車場など景観に関する様々な事柄を一体的かつ自主的に定め，特定行政庁の認可を受けることで，強い法的効力を持ちうる。建築物や緑のほか，ソフトな部分まで含めて景観に関する様々な事柄を定められる点が特徴であり（7-6）参照），法律的には行政契約を利用した環境政策の手法といえる。

（7-5）中原一丁目地区景観協定（三鷹市）の概要

- 認可年月日：2014年7月2日
- 認可番号：1
- 位置：中原一丁目 20 番
- 規模：6,484.71 平方メートル（約 0.6 ヘクタール），65 区画
- 有効期間：10 年間（自動更新規定あり）
- 基準の概要（用途・住宅，敷地面積 120 平方メートル以上，壁面の位置の基準，加又は壁の基準，緑化率・空地面積の 30% 以上，屋外広告物に関する基準，特殊等に関する基準，緑化の推持に関する基準，清掃活動・道路の使用に関する基準）

※景観協定区域内で建築物の建築等を行うときは，景観協定に定める届出書類の提出が必要です。

（出典：三鷹市ウェブサイト）

用地区の第一種低層住居専用地域にある分宅地，樹木の施った住宅が並び，緑豊かとされた景観を形成している。

(3) その他の制度

都市計画法の**地区計画**（⇨*Chapter 6*）も，景観保護に資する制度である。

その他，都市計画法には，**歴史的風土特別保存地区**（都市法8条1項10号，古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法6条1項），明日香村歴史的風土保存地区（都市計画法8条1項11号，明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法3条1項），**伝統的建造物群保存地区**（都市計画法8条1項15号，文化財保護法142条1項）など歴史的景観を維持・保存するための制度が設けられている。

最近では，観光面の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（**観光圏法**）や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（**歴史まちづくり法**）など，歴史的景観を

Chapter 7 自分は景観をつくる・まもる

53

※目次は，小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。